

「義務教育に係る政策研究会のまとめ」に向けて（案）

1 はじめに

義務教育に係る改革の流れについて

- ・平成8年中教審「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」
～平成17年中教審「新しい義務教育を創造する」までの動き

「義務教育に係る政策研究会」での議論について

- ・設定課題・理由等

2 教職員の配置等の教育条件整備

まとめ

学校の課題に応じて学級編制を弾力化することは望ましいが、1学級を編制する人数に差が生じることについて、住民に十分説明する責任が生じるとともに、理解を求める必要がある。

市町村ごとに算定した標準法に基づく定数配当や人事権の委譲については、市町村間で様々な差が生じるおそれがあるため、府が一定の責任を持つ必要がある。

学級編制の弾力化について
教職員定数の算定について
教職員の人事権について

3 学校週5日制

まとめ

子どもや保護者のニーズを踏まえながら、学校週5日制の下で、子どもたちの興味・関心に応じた学習や体験活動の機会を提供し、その充実を図ることが必要である。

さまざまな取組の推進にあたっては、生きる力の育成をねらいとし、その中で学力向上の観点を明確に位置づけることが重要である。

5日制の在り方について
土曜日の有効活用について

4 総合的な学習の時間

「総合的な学習の時間」と教科指導との関連について

「総合的な学習の時間」における体験的な活動の在り方について
京都府が目指す「総合的な学習の時間」の指針について

5 おわりに

義務教育に係る改革の望まれる方向性

はじめに

我が国の教育は、平成8年7月の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」が出されて以来、学校・家庭・地域社会全体を通して「生きる力」をはぐくむことが必要であるとの基本的な認識の下、様々な教育改革が進められてきた。平成10年の学習指導要領の改訂に伴う「授業日数の縮減」「教育内容の厳選」「『総合的な学習の時間』の創設」、また、平成14年4月の学校週5日制の完全実施など、子どもに「生きる力」をはぐくむため、子どもたちをはじめ社会全体に「ゆとり」をもたせる方向で、改革は進められた。

しかし、その後、授業時数の減少や国際学力調査の結果等に伴う学力低下への懸念、土・日曜日の子どもたちの過ごし方などに対する不安など、様々な議論が沸き起こってきた。また、地方分権を推進する動きも加速し、地方や学校の主体性、創意工夫などにより、教育の質を高めることが強く求められるようになってきた。

こうした流れを受けて、国は義務教育の在り方について審議を行うため、平成17年2月、中央教育審議会に義務教育特別部会を設置し、そこでの集中的な審議を経て同年10月に答申「新しい義務教育を創造する」を取りまとめたところである。

このような中で、本政策研究会は、国の基本方針が出されるのを「座して待つ」ことなく、将来を見据えた京都府の義務教育の在り方について一刻も早く検討を進めることが必要なことから、府教育委員会の要請により平成17年9月に設置された。

そして、多くの議論を呼んでいる教育課題の中から、一つには、市町村、学校の裁量・自由度を高める分権改革と関連して、「教職員の配置等の教育条件整備」について、二つには、学校週5日制の下で、学校・家庭・地域の協力・共同の取組の強化と関連して、「土曜日の有効活用」について、そして、三つには、総合的な学習の時間の重要性を踏まえた改善や支援策の充実と関連して、「総合的な学習の時間の在り方」について、テーマを絞る形で議論を積み重ね、その結果をここに取りまとめたところである。

本報告をもとに、子どもたちが夢や希望を持って世界にはばたけるよう、府教育委員会は市町村教育委員会と連携して、本府の義務教育の改革を一層推進し、京都ならではの教育の確立に向け、全力で取り組んでいただくことを強く期待するものである。

教職員の配置等の教育条件整備

まとめ

学校の課題に応じて学級編制を弾力化することは望ましいが、1学級を編制する人数に差が生じることについて、住民に十分説明する責任が生じるとともに、理解を求める必要がある。

市町村ごとに算定した標準法に基づく定数配当や人事権の委譲については、市町村間で様々な差が生じるおそれがあるため、府が一定の責任を持つ必要がある。

学級編制の弾力化について

市町村が機械的に編制基準を定めるのではなく、学校がその課題に応じて弾力的に学級編制を行えるようにすることは大変有意義であるが、配当すべき教員定数を確保するための財源上の課題が残る。

こうした中で弾力化を進めるためには、広域で一定水準を保つ必要がある。一方、学校によって1学級を編制する人数に差が生じることについて、住民に十分説明する責任が生じるとともに、理解を求める必要がある。

教職員定数の算定について

市町村ごとに算定した標準法に基づく定数配当を行おうとする場合、市町村によっては、特色ある学校づくりを進めるための教員定数が確保できないという事態も予想される。この様なことから、現状どおり、府がバランスを保ちながら各市町村に配当するという形のほうが望ましい。

教職員の人事権について

人事権を市町村に委譲することは、市町村の規模により、広域的な調整を図り多様な経験を積ませる機会が無くなるなど、不都合を生じることが予測される。人事権の一部を委譲する場合でも、府が取りまとめの主体として責任を持つことが望ましい。

学 校 週 5 日 制

まとめ

子どもや保護者のニーズを踏まえながら、学校週5日制の下で、子どもたちの興味・関心に応じた学習や体験活動の機会を提供し、その充実を図ることが必要である。

さまざまな取組の推進にあたっては、生きる力の育成をねらいとし、その中で学力向上の観点を明確に位置づけることが重要である。

学校週5日制について

学校週5日制の中で、5日間を軸にしながらも残りの2日を加え、1週間トータルで子どもを育てていくという視点が必要。そのためには学校・家庭・地域社会の協力体制が欠かせない。

休業土曜日等においては、これまで自然とのふれあいや地域性等を考慮したさまざまな体験活動が進められてきたが、それらは子どもたちに生きる力を身に付ける上で有効な取組である。その実績を踏まえた上で、学校教育と社会教育が連携し、土曜日等のさらなる活用方を考えることが大切である。

土曜日等の有効活用について

教科の学力を支えているのは、さまざまな体験や経験の世界であり、その裾野の部分充実させていく視点で土曜日等の過ごし方を考えていかねばならない。

過ごし方のメニューとしては、学習活動も体験活動もある、「教科学習活動」「スポーツ体験活動」「文化体験活動」などの活動が考えられる。

土曜日等の活用に関してはさまざまな人的、物的資源を活用しながら、学力向上につながる仕組みを考えるべきである。

退職教員の活用を視野に入れるとともに、高校生など若い世代が子どもたちに関わることも重要である。

参加意識がない子どもの目をさまざまな活動にどのように向けさせるか、さらには自主性や土曜日等への積極的な活用意識をどう引き出すかが課題である。

子どもたちが自由な発想で、自分たちのやりたい活動を選択できるシステムを整えるとともに、それをサポートする体制が必要である。

障害のある子どもも地域の中でともに参加でき、そこで友だちづくりができるような観点が必要である。